

[事案 28-344] 入院給付金支払請求

・平成 29 年 7 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、疾病入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月に契約した医療保険について、以下の理由により、筋膜性疼痛症候群による入院に対して疾病入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 保険会社は同じ病気、症状による、同じ治療のための前回入院に対し、疾病入院給付金を支払っていることから、本入院についても疾病入院給付金を支払うべきである。
- (2) 本入院は、症状が軽い時期は通院したが、症状が悪化したため入院したものである。治療方法は外来通院と同じものしかなく、その治療方法によって入院の必要性は否定されない。また、日常生活活動が自立できていたとはいえ、入院の必要性があった。
- (3) 担当者に、前回入院は給付金が支払われたのに本件入院は支払われない理由について説明を求めたところ、「前は調査せずに支払いをした」（実際は調査している）との虚偽報告をして不当に支払いを免れようとした。

<保険会社の主張>

申立人の入院治療は、約款に定める「入院」には該当しないことから、申立人の請求に応じることができない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取を希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、提出された医療記録等を踏まえれば、入院給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。